東京都板橋区農業委員会

第23期第26回定例総会議事録

令 和 元 年 8 月 2 6 日 於 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

第23期第26回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和元年8月26日(月)午後2時

場 所 下赤塚地域センター第1洋室

(赤塚庁舎3階)

出席委員 12名 下記のとおり

記

議席番号	氏 名	議席番号	氏名	議席番号	氏 名
1	田中 喜一郎	5	小原 昭雄	9	山口 賢治
2	田中	6	會田 幸夫	10	染宮 利章
3	榎本 勇	7	石井 勉	11	春日 實
4	福島 聡司	8	本橋 政春	12	吉田 豊明

議事

1 協議事項

(1) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について (資料1)

2 報告事項

(1) 農地転用届出の専決処分報告について
合計6件 (内訳) 4条関係3件、5条関係3件
(2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
(資料3)
(3) 国有農地見回り調査の結果について
(資料4)

(4) 農業委員視察の実施について (資料5)

3 その他

(1) その他

4 次回日程

日 時 令和元年9月24日(火) 午後2時 開会 場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長 田中 喜一郎 会長

署名委員 福島 聡司 委員

小原 昭雄 委員

出席係員 宮津 毅 事務局長

岸 幸夫 農政担当係長

福田紘規書記堺浩樹書記

事務局長

只今より、第23期第26回農業委員会定例総会を開会させていただきます。

会長、進行をお願いいたします。

会 長

皆さま、こんにちは。

早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は、福島委員、小原委員を指名させていただきます。 それでは、協議事項(1)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費 補助金交付申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局長

資料1、1ページをご覧ください。

今回、1件申請が出ておりまして、この総会でお諮りし、問題がなければ、補助金の交付手続きを進めていきます。

申請者の氏名、及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は農業省力化事業で、事業内容は農機具の購入です。施行場所は記載のとおりです。この方の区内所有農地面積は12.59aとなっております。事業の経費が471,000円、申請金額がこのうちの3分の一の157,000円です。詳細についてご説明いたします。2ページをご覧ください。農地の図面が載っております。また、3ページに今回申請があった農機具が載っております。マルチを敷く機械でございます。次に4ページをご覧ください。農業省力化事業として、耕運機、トラクターなど、大型農機具の購入のための経費ということで申請が出ております。これにつきまして、交付対象者の条件及び補助率は記載の表のとおりとなっており、条件に合致しているものと判断しております。

この件について、支障がなければ5ページのとおり、農業委員会会長名で区長あてに答申させていただき、補助金を交付したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長

この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

吉田委員

いよいよこれで補助金の予算金額を使い切ったということで、前回も お話ししたとおり、補正をどうするかという話になるかと思いますが、 例えば、申請を受けるということはできないにしても、農業者の方の意 向を前提としたうえで、その総額に見合った補正を出すことができるの かどうか、また、財政課との話がうまくいかず、次年度になった場合、 年度間の関係でいうと、申請ができるのかどうかということをお伺いし ます。

事務局長

今回で予算を使い切ったということで、これ以降申請があっても原則としては、今年度は厳しいというところですけれども、そう言っていられませんので、今後、農業者の方から機械を購入したいというような相談があった場合には、その声を集め、金額をはじきながら、最終補正予算で取れるかは分かりませんが、事務局としても精一杯、補正でお金がもらえるように努力していきたいと思います。また、それがかなわないにしても、来年度の初めまで待ってもらえるのであれば、その時に申請していただいて、早く補助金が交付できるように努めていきたいと思います。今のところ、追加の申請の相談は出ていない状況ですか。

書記

はい。

事務局長

ただ、区民農園の整備事業なども含まれるので、我々の事業運営でも 困ることがあるかと思いますので、そのあたりは慎重に判断しながら、 進めてまいりたいと思います。

吉田委員

分かりました。ありがとうございます。

会 長

他に何かご質問等ございますか。

ないようですので、このまま、補助金の件につきまして、私の方から 区長に記載のとおり答申したいと思いますのでよろしくお願いいたし ます。

続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、 事務局、説明をお願いします。

事務局長

資料2、6ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和元年7月11日から令和元年8月10日までに届出があったもので3件ございます。

専決番号1、土地の所在が蓮根二丁目5番5でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は819平方メートルです。転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、蓮根駅の南西側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

比較的古いアパートが建っておりました。この建物に対する届出でございます。

会 長

続きまして、専決番号2、土地の所在が中台二丁目549番2でございます。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は90平方メートルです。転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、中台中の東側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書 記

中台中の道路を挟んだ向かい側が工事中でして、その奥側について申請が出ております。共同住宅が建設中でしたので、それに伴う申請かと思われます。

事務局長

続きまして、専決番号3、土地の所在が三園一丁目31番6でございます。登記簿上の地目は田、現況は不耕作地です。面積は682平方メートルです。転用の目的は駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、西高島平駅及び新大宮バイパスの西側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

観光会社の専用駐車場となっておりまして、現況に対する届出となっております。

事務局長

続きまして、8ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出で令和元年7月11日から令和元年8月10日までに届出があったもので、3件ございます。専決番号1と2は隣接しておりますので、併せてご説明させていただきます。

専決番号1、土地の所在が赤塚二丁目303番1、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は132平方メートルで、転用の目的は個人住宅の庭及び駐車場です。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。併せまして、専決番号2、土地の所在が赤塚二丁目303番15、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は32平方メートルで、転用の目的は共同住宅の敷地の一部です。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置は松月院通りと東武東上線が交差するところの東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

専決番号1と2は共同所有でして、1は片方の個人住宅の所有者に所 有権移転し、2はもう片方の共同住宅の所有者に移転するという届出と なっております。 事務局長

続きまして、専決番号3、土地の所在が赤塚六丁目2266番2、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は0.61平方メートルで、転用の目的は駐車場です。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。おおむねの位置は赤塚支所の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

松月院大堂の向かいにある駐車場の頂点の部分に関して届出が出て おります。

会 長

ご説明ありがとうございました。 これについてご質問等がございましたら、お願いします。

福島委員

5条の専決番号1と2ですが、譲渡人と譲受人が被っている部分があるので、おかしいのではないかと思います。この場合、実際は共同所有者の一方の所有権の持ち分について移転しており、片方の所有権の持ち分は移動していないので、一方の譲渡人が記載されている必要はないのではないかと思います。

書記

確認をさせていただければと思います。

事務局長

訂正が必要な場合は、書類の差し替え等対応をさせていただきます。 ご指摘ありがとうございます。

会 長

他に何かご質問等ございますか。

ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項 (2)、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、 説明をお願いします。

事務局長

資料3、10ページをご覧ください。

地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。令和元年7月11日から令和元年8月10日までの間に照会があったもので、1件です。

番号1、土地の所在は高島平二丁目12番1です。地目は畑、面積は105平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を7月24日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置は前谷津川緑道の西側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。

書 記 土地所有者の個人住宅が建っている状況でした。非農地である旨を法 務局に回答しております。

会 長 これについて質問等がございましたら、お願いします。 ないようですので、次にまいります。報告事項(3)国有農地の見回 り調査の結果について、事務局、説明をお願いします。

事務局長 こちらは書記からご説明いたします。

書 記 資料4、11ページをご覧ください。

国有農地見回り実施結果でございます。実施日ですが、8月7日に1番と8番から23番、8月8日に2番から7番、24番から33番を事務局職員2名で確認いたしました。まず、未貸付地と農耕貸付地11件ですが、前回調査からの改善、変更はございませんでした。次に12ページをご覧ください。転用貸付地22件ですが、こちらも前回調査からの状況の変化はございませんでした。

それでは、これから画像を使いまして、現況についてご説明させてい ただきます。

[書記より国有農地の現況説明]

現況の説明は以上です。この内容を総会報告後、都知事あてに報告したいと思います。よろしくお願いします。

会 長 これについて質問等がございましたら、お願いします。 ないようですので、次にまいります、報告事項(5)合和元年

ないようですので、次にまいります。報告事項(5)令和元年度農業 委員視察の実施について、事務局、説明をお願いします。

事務局長 こちらも書記からご説明いたします。

日でございます。

書

記

令和元年度農業委員視察の実施でございます。区の農業振興及び農地 保全の参考とするため行うものでございまして、実施が9月30日月曜

それでは13ページ、資料5をご覧ください。

視察場所ですが、(1)と(2)は都市農地の保全、活用の事例として挙 げさせていただきました。まず、(1)ですが、練馬区の光が丘にありま す民間貸し農園でして、貸借の円滑化法によって開設された生産緑地で ございます。株式会社アグリメディアが運営しておりますので、現地で アグリメディアの方にご説明をいただきます。 続きまして(2)ですが、世田谷区立喜多見農業公園でして、平成26年の1月に生産緑地の買い取り申し出があり、それを区が買い取った事例でして、平成28年4月に開園し、「みんなで育てる公園」をテーマに、イベントや講習等を実施しております。約1500平方メートルの場所でございますが、こちらについても区の職員や委託事業者の方にご説明をいただく予定でして、こちらは昨年まで成増農業体験学校の委託事業者が運営をしており、現在はJA東京中央が委託を受けております。

最後に(3)ですが、昼食後に訪れる予定でして、豊洲市場でございます。青果棟をはじめとする各棟や、物販エリアの見学を行いたいと思います。

会 長

この件につきまして、ご質問があればお願いいたします。

ないようですので、これをもちまして第26回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後2時40分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

・運営委員会 9月19日(木)午後2時

・定例総会 9月24日(火)午後2時